

第36号 63. 7. 25



# かわうら 議会報

発行・岐阜県川辺町議会

編集・川辺町議会報編集委員会

## おもな内容

- 第1回定例会 ..... ②
- 町長施政方針演説の要旨 ④
- そこが聞きたい ..... ⑥
- 議会日誌 ..... ⑯



(下川辺地内で)



ことしで4回目をむかえたクリーン作戦が7月17日、町内一斉に展開されました。

子どもからお年寄りまで町民が一体となって各自治会を中心アキカン、アキビン拾いや各地区の公民館の清掃などを行いました。

ゴミは、翌日商工会青年部の協力によって収集されましたが、その量は約3トン。8月には東アジア漕艇国際大会も開かれます。「捨てない」、「汚さない」を合言葉に、みんなでよい環境をつくりましょう。

## 第1回定例会

## 年間施策を中心に慎重審議

63年度予算は、総額33億5,900万円に

井戸	桜井	白村	村上	横田	小栗雄太郎	大正十一年九月十七日生
光廣	幸博	正市	嘉廣	好明	下飯田三二七ノ一	大正三年六月三日生
下麻生二一八ノ二	大正七年十月二十日生	上川辺八九二ノ二	中川辺一二三四一	鹿塙九九三	大正十一年四月十四日生	昭和二年三月三日生

認定四、廃止二路線を  
決定 (全会一致)町道の路線認定及び廃  
止について川辺町税条例の一部を  
改正前納報償金の率などを改  
正 (賛成多数)一週間の勤務時間の限  
度を改正 (全会一致)川辺町職員の勤務時間  
に関する条例の一部を  
改正

選挙管理委員及び補充  
員の選挙について  
委員四人、補充員四人  
を指名推選(全会一致)  
任期満了に伴ない、次の八名  
を指名推選により選出しました。

川辺町企業職員の給与  
の種類及び基準に関する  
条例の制定  
企業(水道事業)職員の  
給与関係を条例化  
(全会一致)

水道事業に携わる職員の給与  
に関する事項について、地方公  
営企業法の規定に基づき、新た  
に条例を制定しました。内容は  
一般職員の給与条件等に合わせ  
たもので、公営企業体としての  
整備を図るものであります。

山田宗雄 馬場司郎  
大正九年八月四日生 比久見七四三ノ一  
大正十年五月八日生 下吉田二九八の一  
大正十四年六月十六日生

## 可決した案件

昭和六十三年第一回定例会は、三月八日招集され十七  
日までの十日間を会期として開かれました。本定例会は、  
新年度町政施策の推進となる一般会計や各特別会計等の  
予算をはじめ、条例の一部改正などについて審議し、い  
ずれも原案どおり可決しました。

分の一」から「百分の〇・六」に  
改正しました。  
川辺町国民健康保険税  
条例の一部を改正



認定された山際3号線(石神地内)

被保険者均等割及び世帯別平  
等割をそれぞれ千円引き上げま  
した。これにより被保険者均等割  
は一万二千円、世帯別平等割  
は一万五千円になります。

医療費が年々上昇する中で、歳  
入不足が予想されるため、今回  
国民健康保険税率を次のように  
改正しました。

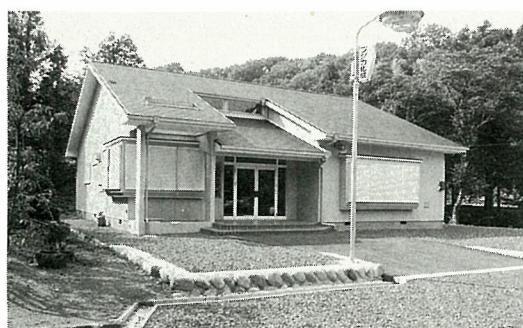
個人の町民税や固定資産税を  
納期前に納付したときの前納報  
償金を、これまでの「税額の百

分の一」から「百分の〇・六」に  
改正しました。  
労働基準法が一部改正された  
ことにともない、町職員の一週  
間の勤務時間の限度を「四十八  
時間を超えない範囲」を「四十  
六時間を超えない範囲」に改正

(3) 昭和63年7月25日発行

昭和六十二年度一般会  
計補正予算(第六号)

財政調整基金に五千九百	万円を積立て(全会一致)
の増額補正で、歳入歳出それぞれの内訳は次のとおりです。	
【歳入】(△は減額、単位千円)	
町 税 一三三一、八三七	八百二十七万五千円、町たばこ
地方譲与税 七、一五〇	消費税六百十八万六千円、電気
自動車取得税交付金 一〇、七四九	税七百二十九万五千円、自動車
地方交付税 六〇、七〇七	重量譲与税四百五十二万三千円、
分担金・負担金 △二、〇〇六	地方道路譲与税二百六十二万九
使用料・手数料 △三、〇〇八	千円、自動車取得税交付金一千
国庫支出金 一二一	七十四万九千円、地方交付税六
県支出金 九、六六六	千七十七万七千円、私立分保育料
財産収入 二、五四六	△二百万二千円、公立分保育料
繰入金 五一、二九八	△二百六十三万五千円、県振興
繰越金 △二三五、八八四	補助金(総務管理費補助金)百八
諸収入 △一、九二〇	十万円、同(道路橋りょう費補助金)三百万円、同(義務教育費
【歳出】(△は減額、単位千円)	
議会費 △一、八九一	△一、八九一
総務費 五六、七三五	三百八十三万四千円を減額し
民生費 △二、〇六三	総額を歳入歳出それぞれ四億六
衛生費 一二三	千七百八十五万三千円としました。
農林水産業費 △七八一	費拠出金の精算により、三百四
商工費 △一、〇三〇	十八万二千円の減額となつたこ
土木費 △二、七九六	とが主なものです。



鹿塙地区公民館

老人保健医療費拠出金  
の減額など(全会一致)  
昭和六十二年度国民健康  
保険事業特別会計補正予算(第三号)

今回の補正により、一般会計  
の総額は歳入歳出それぞれ二十一  
億九千一百二万七千円となり  
ました。

以上、昭和六十三年度の五会  
計合わせて三十三億五千九百五  
万八千円の予算概要については、  
「広報かわべ」四月号に掲載され  
ていますので、ここでは説明を  
省略させていただきます。

提出先：自由民主党総裁ほか  
関係大臣等

以上、決議する。  
改訂案の早期成立を図られま  
すよう強く要望する。

教育費 △五、八〇六  
【補正の主な内容】  
歳入では  
町民税(個人)四千八百三十四  
万三千円、同(法人)五千二百七  
十三万八千円、固定資産税一千

八百二十七万五千円、町たばこ  
消費税六百十八万六千円、電気  
税七百二十九万五千円、自動車  
重量譲与税四百五十二万三千円、  
地方道路譲与税二百六十二万九

千円、自動車取得税交付金一千  
円など。その他の項目では、六  
千七十七万七千円、私立分保育料  
△二百万二千円、公立分保育料  
△二百六十三万五千円、県振興  
補助金(総務管理費補助金)百八  
十万円、同(道路橋りょう費補助  
金)三百万円、同(義務教育費

昭和六十三年度一般会計予算  
(賛成多数)

地方議会権能の充実整備等を  
図る地方自治法改正案は、去る  
昭和六十一年三月、第一〇四回  
通常国会に提案されたが、廃案、  
再提案、継続審議を繰り返し今  
次国会に継続審議となつてある。  
この法律案は、われわれ地方  
議会が長年にわたつて要望して  
きた①地方議会における参考人  
制度の創設②地方議会における  
議会運営委員会の法定化③国  
機関委任事務についての地方議  
会の検閲・検査権・監査請求権  
の付与等を含むものであり、地  
方議会の円滑かつ適正な運営上  
是非とも必要なものである。

歳出では  
増額分の主なものとして、鹿  
塙地区公民館新築補助金二百万  
円、財政調整基金積立金五千九  
百四万四千円、可茂准看護学校  
運営費助成負担金五十八万五千  
円など。その他の項目では、六  
千七十七万七千円、私立分保育料  
△二百万二千円、公立分保育料  
△二百六十三万五千円、県振興  
補助金(総務管理費補助金)百八  
十万円、同(道路橋りょう費補助  
金)三百万円、同(義務教育費

昭和六十三年度国民健康  
保険事業特別会計予算  
(賛成多数)

提出者 田原芳郎  
賛成者 酒向芳喜  
〃 福田雅良

昭和六十三年度老人保健  
特別会計予算  
(全会一致)

昭和六十三年度学校給食  
共同調理場特別会計  
予算(全会一致)

提出者 田原芳郎  
賛成者 酒向芳喜  
〃 福田雅良

昭和六十三年度水道事  
業会計予算(全会一致)

昭和六十三年度国民健  
康保険事業特別会計補正予算  
(第三号)

昭和六十三年度学校給  
食共同調理場特別会計  
予算(全会一致)

提出者 田原芳郎  
賛成者 酒向芳喜  
〃 福田雅良

昭和六十三年度水道事  
業会計予算(全会一致)



本定例会第一日に、町長より昭和六十三年度予算案の大要などについての提案説明がありました。一般に施政方針演説といわれるもので、町の将来進むべき道を方向づけ、昭和六十三年度のまちづくりの方針を明らかにするものです。

次に、その要旨についてお知らせします。

### 町長施政方針演説の要旨

## 「自然と調和した潤いと活力あるまち」の実現へ

### 町政運営の基本

最近のわが国の経済事情は、国際化が急速かつ大幅に進み、世界経済の重要な地位を占めるに至り、経済の運用にあたっては、国際協調の配慮が最も必要となってきた。こうした中で、国際収支の不均衡は是正の方向にあるものの、なお大幅な黒字であり、一方国内の景気は内需拡大政策とともにあいまって緩やかな上昇気運となっているが、円高関連事業者、雇用、地域経済へ与える影響は、なお依然として厳しいものがある。

このような経済情勢の中で、地方においても新たな展望をし

つつ、経済、産業基盤の転換、地域の活性化及び高齢化対策に取り組んでいくことが、より求められていると思う。

従つて、本町の新年度の運用においても、厳しい財政環境の中であるが、「自然と調和した潤いと活力あるまち」の実現と暮らしい川辺町の形成をめざし、第二次総合計画の着実な推進を図るとともに、町民の価値観の多様化、国際化、高度情報化の進展など社会経済の変化に対応し、暮らしやすい郷土づくりを進めながら、節度ある財政運営に努め、従来に増して行政の簡素効率化に努め、財源の重点的留意しつつ、今年八月に迫った

### 予算編成の方針

政府が示した昭和六十三年度国家予算案は、一般会計総額五十六兆六千九百九十七億円で、

六十二年度当初比四・八パーセント増と、昭和五十七年度以来六年ぶりの高い伸びとなり、対外関係重視、内需拡大型、積極予算といわれている。

本町においても、予算編成にあたっては、国の財政運営方針及び景気の動向等を慎重に見極めながら、節度ある財政運営に努め、従来に増して行政の簡素効率化による質的な充実に留意しつつ、今年八月に迫った

「ぎふ中部未来博協賛東アジア漕艇国際大会」の本町開催にあたり、万全を期していきたい。伝統である健全財政の堅持を基本に、限られた財源の中で町民生活の向上を図るべく、川辺町第二次総合計画に掲げる施策を重点的に選択、推進すべく予算編成した。

その予算規模は、一般会計二十二億一千七百万円、特別会計八億六千八百七十六万八千円、企業会計一億七千三百二十九万円、合計三十三億五千九百五万八千円となり、総合予算では前年度対比六・三パーセントの伸びであり、一般会計については前年度対比一・五パーセントの伸びとなっている。これは、保育施設及び教育施設の整備、充実を積極的に推進することとしたためである。

- 国民健康保険事業及び老人保健事業における健全運営を図るために、適切な援助を行う
- 後退は許されないことを念頭に、より細かな心の通う福祉施設を推進する
- 保健婦、看護婦による寝たきり老人の訪問指導等のきめ細かい施設の実施
- 保育体制の充実に努め、その根幹事業として第一保育園の園舎を建設



根幹事業として改築される第1保育園

健康で生きがいのある生活づくり  
たくましく心豊かな人づくり

健康で生きがいのある生活づくり  
たくましく心豊かな人づくり

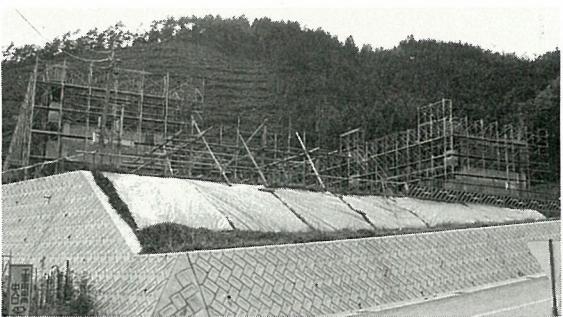


大規模改修される西小学校舎

- 東小学校校庭拡張工事を屋外便所及び更衣室と併せて行う
- 昭和六十二年度より町内の学校が文部省及び県教育委員会から道徳教育推進校に指定され、今年はその研究を取りまとめる年度として成果を期待している
- 下麻生支所を解体して駐車場とし、支所を下麻生公民館に併合し、一部改修を行う
- 町史編さん事業において、史料編の下巻を発行したい
- ぎふ中部未来博協賛東アジア漕艇国際大会並びに全日本女子、全日本中学及び中部選手権漕艇大会の開催
- 工場誘致条例に基づく奨励金について所要の措置を講ずる

- 水田農業確立対策事業については、集団転作の奨励を積極的に促進。各農家の協力が得られるよう町単補助の充実など図る
- 松くい虫対策を中心に入工林の健全育成を図る。このため、下刈、集団間伐の積極的な推進を図り、森林組合の育成を配慮し、商工会の経営指導業務の確立と体制の充実を図るため、補助金を増額する

- 昨年に引き続いて西小学校校舎の改修事業を実施
- 昭和六十二年度より町内の学校が文部省及び県教育委員会から道徳教育推進校に指定され、今年はその研究を取りまとめる年度として成果を期待している
- 下麻生支所を解体して駐車場とし、支所を下麻生公民館に併合し、一部改修を行う
- 町史編さん事業において、史料編の下巻を発行したい
- ぎふ中部未来博協賛東アジア漕艇国際大会並びに全日本女子、全日本中学及び中部選手権漕艇大会の開催



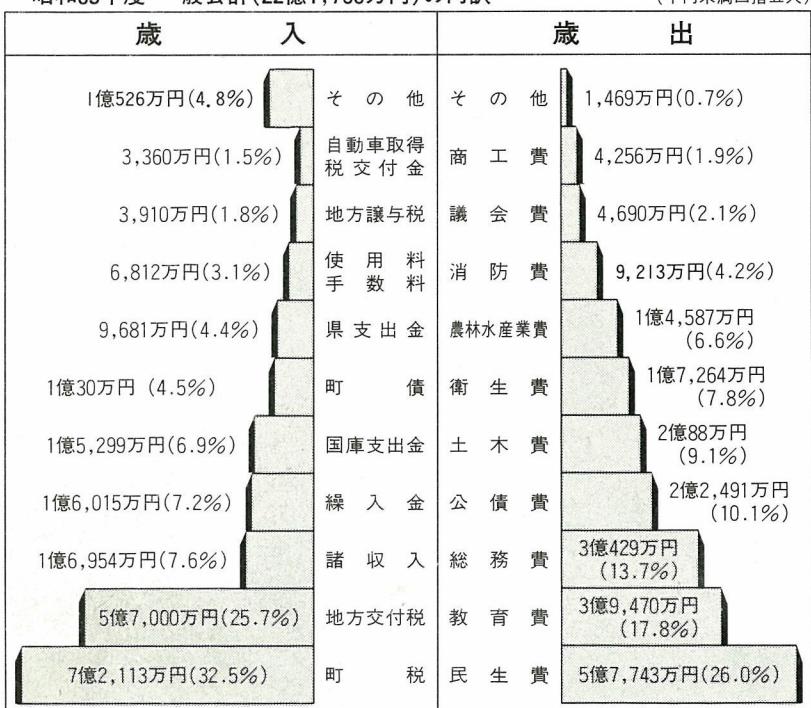
建設進む雇用促進住宅



夏場週2回収集されることになる可燃物

## 昭和63年度 一般会計(22億1,700万円)の内訳

(千円未満四捨五入)



- 雇用促進住宅の建設は、町内企業の経営の確立に役立つものと期待している。

- 治山治水事業を進め、国・県へ積極的に働きかけ、急傾斜地崩壊防止事業については公共・県単事業を取り入れて実施
- 防災無線整備についての設計費を計上。実施にあたっては、運用方法等を十分検討のうえ、決定する必要があると考える

- 木曽川右岸流域下水道事業に関連した住民意向調査を行う
- 上水道事業では、極力料金の

- 戸籍事務において、除籍簿の再発行を行う
- 他の業務においても経費の節減と民間の高度情報処理技術への委託
- 心のふれあうふるさとづくり

● 値上げを抑え、事業経営の健全化を図る

一般質問

そこが聞きたい

今回の定例会における一般質問は、会期最終日の十七日に行われ、六名の議員が登壇し、当面する町政の諸問題について当局の考え方や方針について質問しました。その質問と答弁は次のとおりですが、内容については第一回目の質問、答弁であり、紙面の都合により要約してあります。（順序は発言通告書受付順）

**福田雅良議員**

**東海環状道路など今後の見通しについて**

**東海環状は六十四年度  
都市計画決定の見込み**

建設促進連絡協議会への負担金が予算計上されているが、その建設ルートと、だいたいいつ頃工事にかかるか、その見通しについて伺いたい。

答（助役） 東海環状線ルートについては、一応現在予定されているのは、中央道から東海北陸道の間、三十九・五キロである。六十三年度のうちにいろいろな調査をし、六十四年度に都市計画決定されるのではないかと思っている。

工事の着工は、もちろん都市計画がされた後であるので、進行の見通しについては、今の段

もでき、かなり良くなってきたが、今後比久見まで結ぶ線の見通はどうか。さらに、国道四号バイパスについても、今後の見通し等を伺いたい。

（中略）一号バイパスについても、今後の見通し等を伺いたい。



交通緩和に重要な国道418号（比久見）

月には福島地内の供用が開始できるものと考えている。また、国道四一八号比久見地内の工事については、交通緩和のために非常に重要な道路で一生懸命努力しており、六十三年度においても一億円余の予算要求をしている。多額の経費が必要となるが、一日も早く完成できるよう努力していきたい。

総括的に国道四一號バイパス、国道四一八号の路線がいつ頃できるかということであるが、順調にいつでもまだ数年はかかるのではないかという見通しをもっている。

国道四一八号の路線がいつ頃できるかということであるが、順調にいつでもまだ数年はかかるのではないかという見通しをもっている。

員に対して規律の重視について指導しているところである。ご指摘の運転免許証の管理の仕方であるが、現在のところ総務課において運転免許取得者の管理台帳を設け、それをもとに運転センターから運転記録證明書を、個々の情報として取り、それによつて管理し、これが非常に大きな成果をあげていると聞いている。

**職員の自動車運転免許証のチェックについて**

問 過日、愛知県で課長職の職員が長い間、無免許で自動車を運転していたということで、マスコミに取り上げられ、問題となつた事実があるが、本町ではこうした点のチェックは、どのように対処されているか。

**免許取得者の管理台帳**

答（助役） 職員の服務規律については、管理職を通じて各職

**佐伯邦博議員**

**学区制を改革し、区を単位とした校下に**

問 町内の各小学校は、名称も変わり、近代的な校舎で充実した教育のできることは、誠に喜ばしいことである。

ここでひとつ問題となつていい、各小学校の校下学区制についておたずねする。

現在、下吉田区上では北小と



北小へ通学する下吉田区上の児童(飛驒川橋)

東小の二つの校下となつており、育成会行事を一本化できず、校下行事は完全に二分化されてい。これは保育園から中学校に至るまで同様で、同じ地区の子どもが別々の行動をしている現状にある。下吉田区だけでなくほかの区も同様で、校下は区を単位とすることがのぞましく思う。

この問題は長年の念願であり一年でも早く学区制改革のため最善の対応をされることを切にのぞむものである。

町は校下区分について、どのように考えてこられたかおたずねする。

この問題は長年のことである。こうした面から、特に下吉田区については、地縁的な関係を今後も大切にしていきたいといふ見地から、その地域においていろいろご協議をいただいて、合意が得られるならば、そいつた方向で決定をさせていただき指導を進めていきたい。

### 大型店舗の出店問題について

**船戸 進議員**

問 大型店舗の出店問題について、その後における動きと問題点について町当局の認識、指

**地域で合意が得られるならばその方向で**

**答(教育長)** 校下区域の設定

については、それぞれの学校が適正な学校運営、学級経営ができる、適切な授業ができるようには、この設定された学校に入学するよう指導しているが、特に本人の希望もあり、これを全く無視するわけにはいかないというのが現状である。

こうした面から、特に下吉田区が自ら定めた二次総の内容をねじまげ、既存の商業者を犠牲性に」するものだとして、回答

「町が自ら定めた二次総の内容をねじまげ、既存の商業者を犠

牲性に」するものだとして、回答

私は、九月定例会において、

工會が『例外的取扱い』を認め

ると回答を行つたことにある。

私は、九月定例会において、

工會が『例外的取扱い』を認め

ると回答を行つたことにある。

私は、九月定例会において、

工會が『例外的取扱い』を認め

ると回答を行つたことある。

このために町はどのような努力をされたか。

次に昨年十一月、商工会に設けられている商調協(商業活動調整協議会の略)の商業者委員三名が辞職された。その後、商工会長らが説得されたそうであるが、三名の委員の辞意は固く止むを得ず後任を選任され、一応商工会の理事会において承認されたとのことである。

しかし、ここに重大な問題と

して後任を委嘱する段階でこの

人たちに、ことのてん末、その

職務内容などが話されていない

ということである。ところが理

事会においては、十分に理解し

ていたいているというよう

に報告されたということである。

私が知る限りでは、産業課は

『第一次産業課』で、しかも農水

省の下請け機関化している感じ

がし、これは予算のうえにもは

つきり現われている。

町長は、この実態について、ど

のようにお考へかお尋ねする。

このほか今、一部業者の中で

放置しておいてよいか、町長の

見解をお聞きしたい。

このほか今、一部業者の中で

将来の商業活動について非常な

危機感をもつて、行政の適切な

対応を求める声があがってきて

いる。その心配の一つは、国道

四号線、同四一八号線、主要

地方道可児・金山線等の整備に

よつて、当町の中心街が中州化

し、やがて寂れゆくことになる

のではないかということである。

本年度から商工会では局長制

を敷き、経営指導員を一名増や

して陣容を強化するとということ

で、そのため町は本年度予算で

商工会への補助金を大幅に増額

している。しかし、このような

運動の延長線上のものであるなら

ば、町はその責任を果たしたと

いうことはできないと考える。

いま問われているのは、町の

導のあり方、見解をただすもの

である。

この発端は、川辺商業開発

株式会社が国道四一号線沿い、

天理教北隣りにユーストアを核

ショッピングセンター」を建設

し、営業する旨の申請をし、こ

れを受けて名古屋通産局が「川

辺町は第一種大規模小売店舗の

自粛地域であるが、例外的に認

めてもよいのかどうか」と、照

会してきたのに対し、町と商

工會が『例外的取扱い』を認め

ると回答を行つたことにある。

私は、九月定例会において、

工會が『例外的取扱い』を認め

ると回答を行つたことある。

このために町はどのような努

力をされたか。

次に昨年十一月、商工会に設

けられている商調協(商業活動

調整協議会の略)の商業者委員

三名が辞職された。その後、商

工会長らが説得されたそうであ

るが、三名の委員の辞意は固く

止むを得ず後任を選任され、

一応商工会の理事会において承

認されたとのことである。

しかし、ここに重大な問題と

して後任を委嘱する段階でこの

人たちに、ことのてん末、その

職務内容などが話されていない

ということである。ところが理

事会においては、十分に理解し

ていたいているというよう

に報告されたということである。

私は、九月定例会において、

工會が『例外的取扱い』を認め

ると回答を行つたことある。

私は、九月定例会において、

工會が『例外的取扱い』

まり、商工会が主催ということ  
で両者で日にちを調整して決定  
するということになつてた。  
しかし、その後私の方へ連絡  
がなかつたので、会長に約束し  
た四者会談を開くように、今ま  
で三回ほど要請をしてきたが、  
その後情勢が変わり、しばらく  
待つてほしいということで、現  
在に至つてはいる。

次に商調協（商業活動調整協  
議会）の商業委員四名中三名が  
辞職され、その後任者を選任さ  
れる委員に職務内容のことが話  
されていないということである  
が、この委員の選任については  
商工会長が委嘱されることであ  
り、町としては三名ほど名前を  
聞いた。しかし、その間における  
経過については、私の方はわか  
らないのが事実で、商工会独自  
でやつていただいているという  
ことであるのでご理解願いたい。

商工会の中で十分な話  
し合いを

答（町長）今までの経過につ  
いて概略申し上げたい。  
この問題については、昨年九  
月定例会においてもお答えして  
いるように、商工会におかれ  
ては昭和五十九年度に県商工労働

部の指導を受けられ、川辺町の  
広域商業診断が実施され、その  
中で町民に対する意識調査が行  
われている。商業発展の必要性  
についてのアンケートによれば安  
全で楽しい買物ができる商店街  
の整備、店舗大型化の推進が必  
要という調査結果がでている。  
町の購売行動力は、この当時  
四〇パーセントが美濃加茂市、  
可児市へ流出しているというこ  
とで、現在ではこれ以上に流出  
しているのではないかと考へる。  
こうした中で、昭和五十八年  
八月に商店街の活性化を図るた  
め、商店の有志により川辺商業  
研究会が発足され、この研究の  
中で川辺商業開発株式会社が設  
立され、川辺ショッピングセン  
ター（仮称）の建設が計画されて  
いる。

一方、地元商業者の方からこ  
うした計画に対して反対の意見  
が出され、私はすでに申し上げ  
ているように、商工会へは計画  
者に対しても元主導型、私の見  
解として、地元商業者の方達が  
大勢こうした大型店舗へ参加し  
ていただこうように特に指導をお  
願いしてきたところである。

ご指摘の商業会代表との話し  
合いについても、商工会にお願  
いをしてきた。

商調協の三名の方が辞職され  
新しく三名が選任されたことも  
聞いていますが、ご指摘の内容に  
ついては聞いていない。

次に行政の指導について、ご  
指摘あつたように、今後道路整  
備が進むにつれ、町の購賣行動  
は流出が増加すると考えられる。  
また、町の中心が中州化され  
ては、まことに厳しいもの  
がある。商業者自らもお考へを  
いただき、指導機関である商工  
会を中心とされ、町行政におい  
ても議会の皆さん方のお知恵を  
お借りして、商工会との連携を  
一層密にして、商工業の振興を  
図つていかなければならぬと  
考へておるので、今後とも議会  
の皆さん方の一層のご協力をお  
願いしたい。

特に美濃加茂市においては、  
大型店舗の計画が数多くなされ  
ているように聞いており、また  
駅前商店街が開発され、大きな  
資本が投ぜられて道路は広く、  
きれいな商店街ができたが、現  
状を見るとき、道路の両側は車

の駐車場化され、私が見る限り  
ではお客様はあまり見られないよ  
うに感じている。

商店街の形成は、まことに嚴  
しいものがあり、行政の対応に  
ついても大変難しい問題である。  
川辺町商工会におかれでは、  
今回事務局の充実を図り、経営  
の指導強化を図るため、県へ要  
請され、六十三年度より事務局  
が充実されるということで、町  
においても今回、応分の補助金  
を増額をしているところである。  
川辺町での将来の商業活動に  
ついては、まことに厳しいもの  
がある。商業者自らもお考へを  
いただき、「地方議会における議会運  
営権の付与」、「代執行時の首長罷免の廢止」などが含まれ  
ております。これらに関しては私も  
賛成できるものである。しかし  
同法案には、地方自治体にとつ  
ては絶対に許してはならない重  
大な改悪点が盛り込まれている。  
それは「裁判抜き代執行」制度  
を導入しようとしていることであ  
る。

同法案の中には、地方議会の  
権限を拡充するためのいくつかの  
改良点がある。例えば「地方議  
会における参考人制度の創設」  
とか「地方議会における議会運  
営権の付与」、「代執行時の首  
長罷免の廢止」などが含まれ  
ております。これらに関しては私も  
賛成できるものである。しかし  
同法案には、地方自治体にとつ  
ては絶対に許してはならない重  
大な改悪点が盛り込まれている。  
それは「裁判抜き代執行」制度  
を導入しようとしていることであ  
る。

問 地方自治法改正案につ  
いて町長のお考えは

答（町長）地方自治法の「改正」法  
案についてお尋ねです。  
これについては、昭和六十一  
年三月衆議院に提案されて以来

「地方自治を破壊するもの」とし  
て二回廃案になり、昨年の通常  
国会以来継続審議になつてゐる  
ものである。また本定例会にお  
いては、議員発議で同法案の早  
期成立を期する要望決議がされ  
ようとしている。

同法案の中には、地方議会の  
権限を拡充するためのいくつかの  
改良点がある。例えば「地方議  
会における参考人制度の創設」  
とか「地方議会における議会運  
営権の付与」、「代執行時の首  
長罷免の廢止」などが含まれ  
ております。これらに関しては私も  
賛成できるものである。しかし  
同法案には、地方自治体にとつ  
ては絶対に許してはならない重  
大な改悪点が盛り込まれている。  
それは「裁判抜き代執行」制度  
を導入しようとしていることであ  
る。

ばならない。これは地方自治体の自主性・自律性を認め、その首長の自主的判断を尊重しなければならないからである。ところが同法案では、この事と判断だけで、一方的に代執行前の裁判を廃止して、国の意思ができるようにしている。これは国と自治体が対等・平等の関係にあるという憲法と地方自治法にうたわれた地方自治の原則と、それにもとづく裁判の判例の立場をくつがえし、公選された地方自治体の首長を国の出先機関にしてしまおうとするものである。

私はこのようなことを断じて許してはならないと考えるが、その衝に当たる町長はどのように所見をお持ちか。

#### 職務執行命令訴訟制度の改正は好ましくない

答（町長） 地方自治法の改正法案については、昭和六十一年三月、第一〇四通常国会に提案されたが廢案、再提案、継続審議がなされて、今日国会においても継続審議になつてゐる。

同法改正法案の中におけるお尋ねの件についての私の所見としては、地方の時代といわれる中で機関委任事務の原則的廃止を認めなければならない。また地方の自治尊重の面からも、職務執行命令訴訟制度に関する事項については、そうした改正は好ましいものではないと考えている。

地方公共団体では、県においては全国に知事会議があり、また市町村においては全国あるいは各県に市長会、町村長会が組織されている。こうした中で現在検討が行われているというこを聞いています。ご理解賜りたい。

#### 四週六休制は具体的にどんな形で進めるのか

問 四週六休制の実施について、具体的にどのような形で進めるかお尋ねする。

私がこの件に関して最も危ぐれるのは、要員増なしで実施されれば必然的に労働強化を招く恐れがでてくることである。こども預備員がなく、誰かが休めば直ちにそれは他の人へしわ寄せされてしまう状況にある。大切な子供達の保育は一人一人に目が行き届くものでなければならない。

そうした観点から、実施にあたってはこれまでの要員配置の見直しも含めて、十分な体制をとつていただけるよう要望するものである。ご見解をお伺いしたい。

#### 今後の研究課題とするため四月から試行

答（総務課長） 本町においては、昭和六十一年四月から四週五休制度を実施しているが、ご承知のように国においては時代のすう勢を背景にして四週六休制度、また郵便局等においては週休二日制が現在検討されていると聞いています。

国においては四週六休制度を四月から実施を予定し、また県ではすでに試行されている。本町においても時代に合わせて、ご指摘のあつた労働強化あるいは町民に対する行政サービス等の低下というような問題をいきたいという方針をもつてゐる。

#### 税条例改正について議会招集の暇がないか

問 条例の制定及び改廃は、

最重要な議決案件である。しか

も、すべての住民に深いかかわりをもつ税条例の改廃を、議会において審議されることもなく

専決処分に付すなどということは、議会としては住民に対しても申し開きのできない任務放棄で

たつてはこれまでの要員配置の見直しも含めて、十分な体制をとつていただけるよう要望するものである。ご見解をお伺いしたい。

たつてはこれまでの要員配置の見直しも含めて、十分な体制をとつていただけるよう要望するものである。ご見解をお伺いしたい。

#### 時間的に無理な場合は専決を

答（税務課長） 町税条例改正の専決処分に関するでは、地方税制改正について今国会においていつ可決決定され、何日に告示されるかということが、現時点では全く不明である。従つて、その時点において臨時議会をお願いできるかどうかを判断しなければならないが、どうしても時間的に無理でお願いできず、やむを得ないときには専決をお願いしたいと思つてゐる。

#### 議会招集の暇があれば緊急にお願いする

答（町長） 税務課長が行政報告をした関係から答弁したわけであるが、過去の例からいつ





下麻生大牧交差点

今後も強力に陳情し、  
早期設置に努力したい

答（総務課長）国道四一號線

は年々交通量が多くなり、交通事故に対し非常に心配をして

いる。信号機設置については地

元の方からご要望があり、再三

公安委員会へ設置要望をしてい

るが、聞くところによると、県

の予算が信号機については、年

間三十基程度ということである。

現在県下では、バイパス路線等

が随時計画され、竣工している

がそのつど新設路線へこの年間

三十基ほどの信号機の設置が優

先され、既設路線への設置は難

しい。陳情はしているがなかなか

か積極的な回答が得られないが、  
今後もなお強力に陳情し、事情  
を訴え早期設置ができるよう努  
力していきたい。

ならないと思つてはいる。JRへ  
強力に要望していきたい。

補助制度を考えてい  
たい。

## 田原芳郎議員

問 合併浄化槽の設置につ  
いて町の考え方をお尋ね  
する

問 下水処理については、川  
辺町も参加している広域下水道  
事業（木曽川右岸流域浄水事業）  
が、各務原市の終末処理場の土  
地問題も解決し工事にかかった  
わけですが、これには相当の年  
月とばく大きな費用がかかる。

一方、厚生省では昭和六十二  
年度から合併処理浄化槽の設

度を設け、昭和六十三年度は五  
億円の補助・貸付の枠を予定し  
ている。資料によると近隣では、  
白川町がこの制度利用を申し込  
んでいる。

川辺町としては広域下水道と

のからみもあり、むつかしいと

も考えるが、この制度を利用す

ると家庭の負担金がわざかでで

きる。川辺町も最近新築の家も

増え、希望者もあると思う。

この機会に町としてもこの制

度を活用できるようご検討願い

機種の基準等をよく検  
討し、進めていきたい

たい。

答（助役）経費が安価で設置  
でき、環境が浄化される合併処

理浄化槽ができ、大変結構だと  
思つてはいる。本町としても、こ

の浄化槽の普及を図つていく方

がいいのではという考えをもつ  
てはいる。しかし、この浄化槽に  
つてはいろいろな機種があり

厚生省が定めた20PPMという  
放流制限があるが、かなりの機  
種においてこの基準が守られて  
いないものもあると聞いてはいる。

実施の段階では、そうした面も  
よく検討して進めていきたい。

問 下麻生駅には便所もなく  
通勤通学等の利用者は、非常に  
不便を感じて、その必要性を訴  
えられている。早期建設をして  
いたくよう関係筋へ折衝して  
いただき、住みよい環境づくり  
に努力していただいている、町  
当局のご理解を賜りますとともに  
に地域の活性化に向けて、善処  
していただきたい。

問 下水処理については、川  
辺町も参加している広域下水道  
事業（木曽川右岸流域浄水事業）  
が、各務原市の終末処理場の土  
地問題も解決し工事にかかった  
わけですが、これには相当の年  
月とばく大きな費用がかかる。

一方、厚生省では昭和六十二  
年度から合併処理浄化槽の設

度を設け、昭和六十三年度は五  
億円の補助・貸付の枠を予定し  
ている。資料によると近隣では、  
白川町がこの制度利用を申し込  
んでいる。

川辺町としては広域下水道と

のからみもあり、むつかしいと

も考えるが、この制度を利用す

ると家庭の負担金がわざかでで

きる。川辺町も最近新築の家も

増え、希望者もあると思う。

この機会に町としてもこの制

度を活用できるようご検討願い

た。

答（企画室長）現在県におい

ては、木曽川右岸流域浄水事業

をはじめ公共下水道の整備が進

められ、本町も木曽川右岸流域

浄水事業の計画区域として、中

川辺、西柄井、下川辺の全域と

石神、比久見、福島地内的一部

区域が含まれ、順次計画的に整

備されていくことになる。この

計画区域に含まれていない他の

地域については、水質汚濁が問

題になり、生活環境の保全を図

るために何らかの対策が必要

であり、検討していかなければ

ならない。合併処理浄化槽につ

いて議員ご提出の資料によれば

全国十八都道府県の四十九市町

村で導入あるいは実施を計画さ

れており、また先般の県議会の

答弁においても、合併処理浄化

槽について、生活排水の対策上

有効なもので普及に努力してい

きたいと述べられている。本町

としても、前向きに補助制度を

考えていかなければならないと

思つてはいる。

問 昨年度府舎に併設して立  
派な保健センターが建設された  
が、開設以来の利用状況につい  
て、定期的な行事の分を除いて  
一般の方が個々に来てどのく  
らい利用されているか、月別  
の利用度数をお知らせいただき  
たい。

また、老齢化社会を迎える今  
日、保健センターについて、も  
つと予防医学の見地からもでき  
るだけ多くの人が、センターを  
利用していただくような方向付  
けを要望する。

**開設以来の実人員は  
八百四十一名**

答（住民課長）利用状況については、六十二年五月六日の開設以来六十三年二月末日までの十か月についてまとめてみたが、利用者の実人員は八百四十一名で、延べ人員は一千四百二十七名である。このうち、成人の利用者は主に血圧測定等が目的で実人員八百十二名、延べ人員一千三百八十名である。

その他の利用者は、いわゆる乳幼児あるいは妊婦の方などで実人員二十九名、延べ人員四十名である。

月別の利用者は、次のとおりである。

月	実人員	延べ人員	月	実人員	延べ人員
5	451人	481人	11	24人	54人
6	32	71	12	35	90
7	9	14	1	59	74
8	78	216	2	80	162
9	31	126	計	841	1,427
10	42	139			

問 美濃加茂市に建設中の社会福祉法人慈恵会特別養護老人ホームについて、川辺町としてこの施設について今後どのように対応していくのか。

**高齢化社会を迎える検討**

答（助役）近いところにりっぱな施設ができ、近隣の町として大変喜んでいます。今後の対応

**美濃加茂市特養老人ホー  
ームの今後の対応は**

問 本格的な高齢化社会の到来を控えて、これに対処するた  
めに今後の対策は

**介護者の研修等の実施  
を検討していきたい**

問 県内の町村の中には外国の都市と文化、産業、スポーツなどいろいろのこととで交流しているところがある。また国内でも多くの市町村が、青少年や学童の交流をはじめ、特産物を中心とした産業の交流を行つて、地域の活性化につとめている。川辺町にはこれといった特産物はないが、川辺町の特徴を掘り起こして、将来タイアップ（提携）していける町村を探がし、交流を深めていくとよい



特養老人ホーム『ナーシングビル』

予防のための知識、検診による早期発見など健康教育の必要性がますます重要となってくる。こうした中で、せっかくの施設をひとりでも多くの方に利用していただけるよう体制も充実し、できるだけ新しい事業も取り入れ、PRに努めていきたい。

なお、高齢化社会を迎えて特年に寄りの方が健やかに生きるために、どうすればよいか。また、今日の日本人の三大死亡原因になっているガン、心臓病、脳卒中など成人病にならないためには、いかに毎日の健康生活を送つたらよいか、ということが大きな問題である。それが予防のための知識、検診による早期発見など健康教育の必要性がますます重要となってくる。

こうしたことから、本町としても可児市と同様のかたちで、関係をもつていただきたいと思っていいる。

めリーダー的な人の養成・指導をすすめてほしい。例えば寝たきり老人などの世話をしている家族に対して看護の方法、あるいは多少の医学的な知識を保健センターで教えていたゞくとか、また寝たきり老人に限らずお年寄りをかかえた家庭における食事や入浴など健康管理についてどうするかなどを指導する方やボランティアグループのリーダーの方への適切な応対・指導を考えていただきたい。そのため保健センターを含めて教育委員会あたりが指導の先達になっていただきたい。今後の対策をお伺いする。

また、これから健康な老人を含めたすべての老人が、安心して老後を過ごせるような長期的な展望にたつた施策が望まれるが、施策の推進にあたっては活動母体である老人クラブやその他多くのボランティアグループの活動が大きな推進力であり、教育委員会とも連絡を密にしてグループリーダーの育成について今後の課題として前向きに検討していきたい。

問 高齢者的人材育成につ  
いて今後の対策は

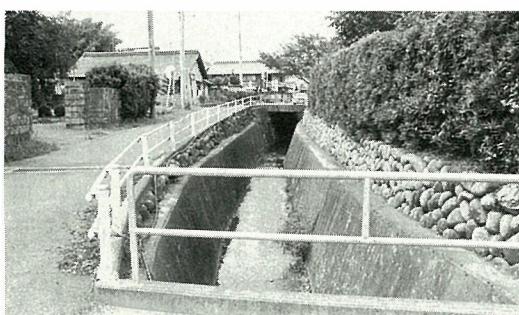
る前の予防対策として、機能回復訓練の訓練教室といった事業の実施について、今後前向きに検討していきたい。

また、これから健康な老人を含めたすべての老人が、安心して老後を過ごせるような長期的な展望にたつた施策が望まれるが、施策の推進にあたっては活動母体である老人クラブやその他多くのボランティアグループの活動が大きな推進力であり、教育委員会とも連絡を密にしてグループリーダーの育成について今後の課題として前向きに検討していきたい。

と思うが、町の考えをおたずねする。

### 対応できるものがあれば取り上げていきたい

答（助役）現在の自治体は、だいたい諸施設の整備ができる進むべき道は高齢者対策、国際交流あるいは地域ぐるみの交流によって、地域を活性化していくしかないといけないと、ということでお各自治体がそれぞれの問題を取り上げ、いま一生懸命取り組んでいる。議員ご提出の姉妹提携に関する資料のよう、近くでは金山町や白川町が取り組んでいる。金山町はアラスカケチカン市と、今は教育交流のかたちで行っているそうですが、今年からは経済交流も含めた交流の考え方をもつてている。また、白川町においてはパイオルガンを通じてピストリア市と交流され、それぞれの町の特性を生かした考え方で対応されているようである。こうしたこと本町としてはどううしたこと本町としてはどうしたかたちで対応できるか今後十分考え、できるものがあれば取り上げ、町の発展のために寄与していきたいと考えている。



改善望まれる排水路

### 答（土木課長）この生活用排水

逐次実施していきたい

問 西柄井神社前から禪源寺横を通り飛驒川へ流れる下水、昔は河川で非常にきれいだったが、最近は西小学校付近、下町一帯の生活雑排水が全部ここへ流れ込むため、特に夏期になると非常な悪臭で付近の人は迷惑している。五、六年前に区長として改善を申し上げたが、暗るようにするなり蓋をするなり早急な改善を要望する。

### 答（土木課長）この生活用排水

物価の高騰も考慮し検討していきたい

答（総務課長）地区公民館に対する補助制度は、地区において建物を建築あるいは主要部分を補修された場合、住民の方々の経費の負担を少しでも軽減しようということから、昭和四十六年に創設された制度である。

その後、経済変動等も伴つて五十五年に対象額を改正し、現在運用している。お説のとおり、経済情勢も変化し、物価も高騰しているとい

### 西柄井神社前の飛驒川への排水路の改善を

水路の改修については、以前から問題となっているので、逐次実施していきたい。

### 地区公民館新築の補助 対象額の引き上げを

**横田良房議員**

うことも考慮し、検討していきたい。

いくことはさびしいことである。その後も立ち退き要求されたりの方達も非常に迷惑しておられると言っている。この件について詳しく説明されたい。

### 美濃加茂市山手線の国道乗り入れについて

答（土木課長）このことについては、昭和五十六年十月に美濃加茂市の都市計画道路変更に関する協議があり、同年十二月二日付けで県知事あてに同意の報告がなされている。その後、しばらく美濃加茂市より話がなく地元説明会の開催を再三要望し、信号機の設置もできないことから、どうしても三車線にしなければならず、本町の地元の方達は立ち退きを要求されている。

この工事については建設省あるいは美濃加茂市側から本町へ事前に話があつたかどうか。当初の計画を変更して現在の位置にする時点では話があればいざらず、つくつてから地元に話があつたというようなことも聞いている。そのあたりの事情をお聞かせ願いたい。

すでに一軒の方は美濃加茂市へ移転されるということも聞いており、一人でも人口が減つて

いては調査を検討中

答（土木課長）このことについては、昭和五十六年十月に美濃加茂市の都市計画道路変更に関する協議があり、同年十二月二日付けで県知事あてに同意の報告がなされている。その後、しばらく美濃加茂市より話がなく地元説明会の開催を再三要望し、信号機の設置もできないことから、どうしても三車線にしなければならず、本町の地元の方達は立ち退きを要求されている。

この工事については建設省あるいは美濃加茂市側から本町へ事前に話があつたかどうか。当初の計画を変更して現在の位置にする時点では話があればいざらず、つくつてから地元に話があつたというようなことも聞いている。そのあたりの事情をお聞かせ願いたい。

すでに一軒の方は美濃加茂市へ移転されるということも聞いており、一人でも人口が減つて

# 議会日誌

昭和63年  
2月24日  
昭和63年  
5月29日



山手線の国道乗り入れ箇所

ている。地元関係者は四軒あり、うち二軒については移転先も決まつていてと聞いている。残る二軒は町内への移転希望もあるといふことで、町としても移転先等を調査、検討中であり、美濃加茂市に對しても関係者の要望を十分うけ入れていただくよう、現在話を進めている状況である。

- 2月24日 議会報編集委員会開催。35号発行の協議
- 29日 議会運営委員会開催。第1回定例会運営等を協議
- 3月1日 各一部事務組合議会に議長出席（美濃加茂市）
- 4日 議会報編集委員会開催。35号発行の協議
- 8月 第1回定例会開会。会期の決定、町長提案説明、議案一括上程、議案説明
- 9日 定例会開催。議案説明
- 15日 定例会開催。質疑
- 16日 定例会開催。一般質問、討論、採決
- 24日 可茂消防南署竣工式に議長出席（可児市）
- 29日 交通安全対策協議会に副議長出席
- 30日 郡議長会（美濃加茂市）
- 4月3日 町消防入退団式に議員出席
- 9日 特別養護老人ホーム開所式に議長出席（美濃加茂市）
- 14日 高齢者交通安全モデル大会に議長出席
- 21日 議会全員協議会開催。行政視察等について協議
- 27日 黒川中学校竣工式に議長出席（白川町）
- 5月8日 町消防ポンプ操法講習会に議員出席
- 12日 議員行政視察研修
- 13日 (千葉県)
- 14日
- 19日 商工会青年部総会に議長出席
- 20日 議会全員協議会開催。委員会協議会の日程等を協議
- 23日 福岡県山川町議会の総務委員会視察のため来庁
- 28日 商工会通常総会に議長及び厚生経済委員長出席  
高齢者能力活用協会総会に副議長出席  
青少年育成町民会議総会に議長、総務文教委員長出席
- 29日 郡消防ポンプ操法講習会に議長出席（東白川村）

## 消防団員への退職報償金の支払いについて

## 消防団幹部の方々等と十分協議していきたい

## 町営住宅の集会場について提案

一つの方法として今後参考にしていきたい

る。この点について当局はどういう考え方をもっておられるか。

問 町消防団には、非常に熱心にご活躍されているところで、あるが、ある一定の年齢に達すると退職され、町は規定によつて退職報償金を支払う。ところが、まれではあるが消防団員として名を連ねてはいるが、一度も出たことのない人に対しても退職報償金が支払われる。このようなことがあると関係する分団、あるいは班内部の円満を欠くばかりか、消防団の今後の団結に非常に影響がでてくる

答 (総務課長) 消防団員の皆さまには、複雑多岐にわたる社金情勢の中で、団長を中心とされ献身的な努力をいただいており、関係者として非常に感謝しているところである。

ご指摘の件については、消防団活動の運営に係わる問題であるので、今後消防団幹部会及び地域消防団とも実態等について協議、検討を行い善処していく

答 (助役) お説の方法も一つの方法だとお聞きしております。住宅の問題は、入居者の申込み状態などいろいろ関連してくるので、ここで「そのようにやる」という回答はできないが、そうした方法もあるという参考にお聞きしたので、今後の参考にさせていただきたい。

と思うが、その点についてご回答を願いたい。